

「〇〇において平成 28 年度に許可が出された特定事業について、排出者が記載された申請書類（土砂等搬入計画書）」部分公開決定

第 1 審査会の結論

令和元年 9 月 17 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和元年 9 月 3 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「情報公開条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇において平成 28 年度に許可が出された特定事業について、排出者が記載された申請書類」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和元年 9 月 17 日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

非公開とした部分は、「土砂等搬入計画書」にある主な発生元に係る内容、工事名及び工事場所で、理由は、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当、法人に関する情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位、正当な利益を害するおそれがあるためである。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年 9 月 20 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書部分公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）について

県外業者による土砂と称した建設汚泥の不法投棄事件を契機として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）で対応ができない廃棄物まがいの土砂等による埋立て等を規制し、土壌汚染や崩壊などによる災害発生の未然防止を基本に、違反者には厳しい罰則を科すことにより、結果として産業廃棄物の不法投棄を防ぐことを目的に、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(平成 12 年愛媛県条例第 2 号。以下「土砂条例」という。)を制定し、3,000 平方メートル以上の土地の埋立て等(特定事業)は、知事の許可制としている。

審査請求人が部分公開決定の取消しを求める本件公文書は、事業者が〇〇で残土の処分を行うため、土砂条例第 10 条の規定に基づき平成 28 年度に許可された特定事業許可申請書のうち、排出者に関する情報が記載された「土砂等搬入計画書」である。

2 本件公文書を部分公開とした理由

(1) 本件公文書のうち、主な発生元に係る内容、工事名及び工事場所については、法人等に関する情報である。

情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文の規定により、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。」は公開しないとされ、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」となっている。

(2) 本件公文書で非公開とした情報は、特定事業を行うに当たって土砂等の受入れを予定している工事の名称や場所等、具体的な取引先が明らかになる情報であり、営業上機密性の高い情報である。また、これを公にすると、同業他社に経営の具体的な内容や手法を公開することとなり、当該事業者の競争上正当に得られる利益を著しく害することになるおそれがあると認められるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号アに該当する。

(3) 審査請求人は、「非公開となった主たる排出者の排出作業は終了しており、公にしても当該法人の権利、競争上の地位、正当な利益を害するおそれはない」と主張して公開を求めているが、事業者が行っている特定事業については、土砂条例第 20 条第 1 項又は第 21 条第 2 項の規定に基づく完了届出又は廃止届出が提出されておらず、事業者の権利、競争上の地位、正当な利益を害するおそれがないということとはできない。

(4) 以上のとおり、本件公文書に記録されている情報のうち、非公開とした部分は情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号アに規定する情報に該当し、同号ただし書に規定する情報に該当しないため、非公開と判断したものであり、本件処分に何ら違法や不当な点はなく、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は、速やかに棄却されるべきである。

第 4 審査請求の内容

1 審査請求の理由

非公開となった主たる排出者の排出作業は終了しており、公にしても当該法人の権利、競争上の地位、正当な利益を害するおそれはない。

2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

(1) 情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号アの非該当性

非公開とされた情報は、土砂等受入予定の工事、場所、排出者等であるが、本件特定事業開始以来、多数の土砂等搬入ダンプが出入りし、〇〇側の〇〇工事に関わるも

のであることは周知の事実である。周辺住民にも口頭で説明されたと聞いており、機密性の高い情報とはまったく言えない。まして、〇〇工事は終了しているので、特定事業が継続するとしても、該当情報を公開しても同業他社に知られて競争上正当に得られる利益を著しく害するおそれがあるとは到底言えない。

なお、競争上正当に得られる利益を著しく害されるおそれがある「当該事業者」とは、既に公開されている特定事業者のことか、非公開とされた排出者であるか、念のため明確にしていきたい。

(2) 同条同項同号ただし書きの該当性

本件特定事業場へ大量土砂が搬入されたことによって、所在の〇〇集落内の生活道路が大きな損傷を受けている。特に、〇〇道の損傷がひどく、〇〇にも相談に行ったが、損傷原因者（土砂排出者及び特定事業者）への責任追及には積極的でなく、〇〇費での復旧も、当初から、人口が少なく利用度が低いので、他より優先順位は高いとは言えないということであった。

審査請求人は、地域における歴史的文化的資源である四国遍路の存続のためそのユネスコ世界遺産登録を図るとともに、そのことを通して地域の活性化に資することを旨とする「四国へんろ道文化」世界遺産化の会という民間団体に所属し、会の活動として〇〇地域でも遍路道（〇〇ルート）の保全に取り組んできた。その際、〇〇住民の皆さんには大変お世話になった。集落内の道路に損傷が生じ、住民の生活に支障が出ている状況を見て、多少義憤も感じ、会の活動としてではなく個人的活動として〇〇自治会と相談して、〇〇への陳情にも協力している。

平成30年7月西日本豪雨災害復旧も十分でない状況の中、損傷のひどい一部については〇〇費で補修するという話が出てきたが、原因者が相応の負担もせず、そのため一部にとどまるのは、社会的公正にも反するととらえている。

原因者の責任追及のためにも公開を求めることが、ただし書に該当することは明らかである。

この半世紀の歴史的流れを見ても、環境問題の対応は、当初、最終処理業者の責任追及にとどまっていたものが、より大きな受益者である排出者（第1次原因者）の責任追及に比重が移ってきている。より効果的な対応をしていくためにも、第1次原因者にも応分の責任、費用の負担を求めることは当然であり、そのために必要な情報公開は、ただし書にまさに該当する。

(3) 上述(1)及び(2)のとおり、非公開とされた情報は、情報公開条例第7条第2項第2号アには該当せず、むしろ、同条同項同号ただし書に該当することが明らかであるので、速やかに本件情報は公開されるべきである。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、上記第3の1のとおりである。

また、本件処分において、実施機関が部分公開とした理由は、上記第3の2のとおりである。

これに対し、審査請求人は、上記第4の1のとおりであるとして、本件処分の取消し

を求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 情報公開条例第7条第2項第2号アについて

土砂条例は、県外業者による建設汚泥の不法投棄を契機に、土壌汚染、水質汚濁及び災害の発生を防止し、生活環境の保全を図るとともに県民生活の安全を確保することを目的に、平成12年に制定されているが、水質基準の設定や罰則の適用において全国でも厳しい規制内容になっている。さらには、罰則規定の強化等を盛り込んだ改正土砂条例が本年3月27日に公布（本年5月1日全面施行）されており、このような厳しい内容であるが故に、より当該事業者の権利利益は守られるべきである。

審査請求人は、本件特定事業開始以来、多数の土砂等搬入ダンプが出入りし、〇〇側の〇〇工事に関わるものであることは周知の事実であって、機密性の高い情報とはまったく言えないと主張するが、本件処分において非公開とされた情報は、実施機関の説明のとおり、特定事業を行うに当たっての土砂の受入れを予定している工事の名称や場所等、具体的な取引先が明らかになる情報であり、営業上機密性の高い情報であると認められ、また、これを公にすると、同業他社に経営の具体的な内容や手法を公開することとなり、当該事業者の競争上正当に得られる利益を著しく害することになるおそれがあると認められ、情報公開条例第7条第2項第2号アに該当する。

また、特定事業が継続しているとしても、〇〇工事は終了しているので、当該情報を公開しても同業他社に知られて競争上正当に得られる利益を著しく害するおそれがあるとは到底言えないとの審査請求人の主張に対しては、実施機関は、土砂の排出作業が終了していたとしても終了を証明するものが一切なく、土砂条例に基づく完了等の届出が提出されていない現時点においては、特定事業は終了していないと解釈しているが、この判断は妥当である。

(2) 情報公開条例第7条第2項第2号ただし書について

審査請求人は、集落内の道路に損傷が生じ、住民の生活に支障が出ている状況から、原因者の責任追及のためにも公開を求めることが、情報公開条例第7条第2項第2号ただし書に該当すると主張しているが、情報公開条例の解釈と運用基準によれば、「ただし書は、法人等又は個人の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、公開すること」となっているものの、特定事業場への土砂の搬入によって、「危害が生じ」ているとまでは言えないことから、同条同項同号ただし書には該当しない。

なお、審査請求人が活動を行っている遍路道の保全や遍路文化の世界遺産化の取組み、また、この実現にかける思いは理解できるものの、本件処分の妥当性を左右するものではない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年2月17日	諮問、実施機関から弁明書等を受理
令和2年3月16日	審査会（第1回審議）
令和2年5月18日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	